

みよし市公共施設照明LED化事業プロポーザル評価基準（公表用）

1 第1次審査（書類審査）

評価項目		評価の観点（※1）			配点
		A 配点×1.0	B 配点×0.6	C 配点×0.2	
(1) 事務所の能力	ア 同種・類似業務の実績（※2）（※3）	5件以上	2件から4件	1件	5
	イ 技術者数の状況（本業務に配置できる技術者数）	3人以上	2人	1人	5
(2) 担当者の能力（※4）	ア 担当者の実務経験	5年以上	1年以上 5年未満	1年未満	5
	イ 同種・類似業務の実績（※2）	5件以上	2件から4件	1件	5
	ウ 手持ち業務量（手持ち業務（※5）と本業務との重複件数）	2件以下	3件又は4件	5件以上	5
(3) 社会的取組（※6）	ア 環境に配慮した事業活動	ISO14001又はエコアクション21のいずれかの承認を受けている。	国又は地方公共団体等が実施している環境に配慮した事業活動に関する企業の登録・認定・認証等を受けている。	自社の温室効果ガス排出量の開示等環境に配慮した事業活動を実施している。	3
	イ 障がい者等への就業支援	障がい者雇用状況の報告義務がある事業主で、障がい者法定雇用率を達成している。又は、報告義務のない事業主で、障がい者雇用の数が1名以上である。			1
	ウ 男女共同参画社会の形成	国又は地方公共団体から、男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証等を受けている。			1
(4) 提案金額 （全企画提案者中最低見積金額）／（当該企画提案者見積金額）×配点					20
第1次審査（書類審査） 小計①					50

※1 配点に評価係数を乗じることで評点を算出（小数点第2位を四捨五入）する。

※2 同種・類似業務とは、みよし市公共施設照明LED化事業プロポーザル実施要領「2 業務の概要」に掲げる業務をいう。

※3 事務所が複数に及ぶ場合は、平均値で評価する。

※4 担当者が複数に及ぶ場合は、平均値で評価する。

※5 手持ち業務とは、契約金額500万円以上の業務をいう。

※6 共同企業体の場合は、代表企業の実績で評価する。

## 2 第2次審査（プレゼンテーション審査）

評価項目		評価の観点	配点 ※7
(1) 企画提案書	施工の計画・品質	施設運営に支障がないように配慮した更新計画か。	5
		施工の品質を確保するための具体的な提案があるか。	5
	地元事業者の活用	総事業費用のうち、市内に本店又は支店を置く事業者（元請、一次下請）が施工役割において負担する金額割合	10
	環境対策・省エネ性能	現状からどれだけ電気料金や二酸化炭素排出量が削減される見込みなのか。	10
	器具の選定方法	本市にとって有益性のある観点で機器選定を行っているか。	5
	維持管理・保守の実施体制	不具合等が生じた際に、迅速に対応できる体制となっているか。	5
	提案の独自性・優位性	提案内容に工夫がなされ独自性・優位性があるか。また、提案者の強みや独創的なポイントが示された提案となっているか。	5
(2) プレゼンテーション	取組意欲及び専門性	企画提案書に関する説明の中で、取組意欲及び専門性が感じられるか。	5
第2次審査（プレゼンテーション審査） 小計②			50
評点合計（小計①+小計②）			100

※7 評価係数はA(非常に満足できる)=1.0、B(おおむね満足できる)=0.8、C(平均的)=0.6、D(やや不満足である)=0.4、E(不満足である)=0.2とし、配点に評価計数を乗じることで評点を算出する。